

働き方改革関連法についてⅡ

2019年4月より施行される働き方改革関連法についてシリーズで簡単に紹介します。ご参考にいただければと思います。

【月60時間超の割増賃金の猶予措置廃止】

平成20年の改正労基法では、割増賃金の引き上げに関して以下のように規定していました。

- (1) 使用者は、時間外労働が1か月60時間を超えた場合、5割以上の率で計算した割増賃金を支払う
- (2) 中小事業主については、当分の間、上記(1)の規定を適用しない。
- (3) 施行(平成22年4月1日)後3年を経過した場合、新法の施工状況及び時間外労働の動向を勘案し、検討の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

※中小企業主の範囲

業種	資本金額・出資総額 または 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下 または 50人以下
サービス業	5,000万円以下 または 100人以下
卸売業	1億円以下 または 100人以下
その他	3億円以下 または 300人以下

(3)の検討の結果、(2)の猶予を撤廃し、平成35年4月1日から規模を問わず、すべての事業場を対象に(1)の規定を適用することになります。

具体例)

時間外労働が80時間で、基本給+諸手当=20万円、1か月の所定労働時間が173時間の場合

- ① $20\text{万円} \div 173\text{時間} \times 1.25 \times 60\text{時間}$
 $= 1,445\text{円} \times 60\text{時間}$
- ② $20\text{万円} \div 173\text{時間} \times 1.50 \times 20\text{時間}$
 $= 1,734\text{円} \times 20\text{時間}$

①+②の合計額を割増賃金として支払うように計算することになります。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

